

## 遺贈によるご寄付

遺贈とは、遺言書によって、自分の財産の一部または全部を、特定の人や団体に譲り渡すことを言います。バードライフ・インターナショナル東京（以下、バードライフ東京）を受取人に指定することによって、ご自身の資産を、未来の地球環境のために役立てることができます。遺贈による寄付分には、申告をされれば、相続税がかかりません。

### 遺贈の流れ

#### 1. ご相談、ご意思の決定

内容の決定（金額など）

ご相談（使い道のご希望など）

#### 2. 遺言書の作成

遺言書の作成（法的に有効となる書き方にて作成）

遺言執行人（遺言書で記された内容通り、手続きをする人）の選定

#### 3. 遺言書の保管

保管方法（場所、人）を決める

ご家族や信頼できる方に、ご逝去後に遺言執行人へ連絡する手順を伝えておく  
（お差支えなければ、バードライフ東京へ遺贈のご意思をお知らせください）

#### 4. ご逝去

#### 5. 執行人による、遺言の執行

遺言内容に沿った手続き

ご寄付

バードライフ東京より領収書発行

### 遺言書とは

遺言書は、ご逝去後の財産の取り扱いについて書かれた書類で、所定の形式で作成することで、法的な拘束力が発生します。エンディングノートとは異なります。

遺贈のためには遺言書が必要です。

遺言書がない場合、残された資産は、法定相続人が定められた割合、または遺産分割の話し合いによって決まった割合で相続することとなります。

なお、法定相続人がいない場合には、国庫に入ります。

## 遺言書の種類と特徴

遺言書は主に「公正証書遺言」、「自筆証書遺言」があります。

形式	概要	メリット・デメリット
自筆証書遺言	自宅などで、すべて遺言者の手書きで作成し、署名・押印する。作成後は自宅などで保管する。公証役場で保管してもらうこともできる。	手軽にできるが、形式の不備などにより無効になる可能性がある。また、紛失や偽造・変造のリスクがある。
公正証書遺言	公証役場で、公証人に遺言書の内容や形式を確認してもらいながら作成する。作成後は公証役場で保管される。	費用はかかるが、形式の不備で無効になるリスクや、紛失・偽造・変造のリスクが低い。作成する際、証人として第三者の立会いが必要であるため、遺言者の内容が漏洩される危険がある。

参考：星野哲著『遺贈寄付』幻冬舎2018

## 遺贈書内でのバードライフ東京の正式な表記

遺言書でご指定いただく場合、団体名称は「一般社団法人バードライフ・インターナショナル東京」とご記載ください。

## 遺言執行人

遺言書で記された内容通り、手続きをする人です。

遺言書の中に指定しておくことで、より確実にご意思を実現することができます。

弁護士や税理士等の専門家をお勧め致します。相続人や知人を指定することもできます。

すでに相談されている専門家の方がいらっしゃらない場合は、お近くの公証人役場やバードライフ東京までご相談ください。